

建設工事等における情報共有システム活用試行要領

平成29年8月1日

県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、県土整備部が発注する建設工事等（営繕工事を除く。）において、情報共有システムの活用を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、土木工事技術基準で定義する「書面（※）」をいう。具体的には、「承諾」「協議」「提出」「提示」「報告」及び「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付書類をいう。

※ 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする（土木工事共通仕様書（H22.7（H28.4改定））宮崎県県土整備部 第1編 第1章 1-1-2用語の定義）。

(対象工事)

第3 発注者は、情報共有システム活用試行対象工事の入札公告及び特記仕様書において、「情報共有システム活用試行対象工事」である旨を記載するものとする。

なお、受注者は、実施の可否について、契約後に協議（工事打合簿による（別紙1）。）を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があった場合は、情報共有試行対象工事である旨の記載のない工事であっても、受注者は情報共有試行を行うことができる。

入札公告例

5 その他の事項

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事である。

特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）

第〇条 情報共有システムの活用

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事とする。

試行にあたっては、「建設工事等における情報共有システム活用試行要領」に基づき行う。

試行要領は、宮崎県ホームページから入手できる。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/jyouhoukyouyusisutemu.html>)

（情報共有システム）

第4 利用できる情報共有システムについては、別に定める。

（工事帳票）

第5 情報共有システムで共有する工事帳票については、別に定める。

（成果品）

第6 成果品については、紙媒体とする。ただし、電子納品対象工事である場合は、「工事写真及び工事完成図の電子納品試行要領」による。

（セキュリティ対策）

第7 セキュリティ対策については、別に定める。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、建設工事等における情報共有システム活用の試行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月18日から施行する。